

# 宿泊約款

## (適用範囲)

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとし、

2. 当ホテルが法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

## (宿泊契約の申し込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名及び連絡先
- (2) 宿泊日及び到着予定時間
- (3) 宿泊料金（原則として諸税別宿泊料）
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとし、

## (宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただく事もあります。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定に適用する事態が生じたときは、違約金について賠償金の順序で充当し、残高があれば、第12条の規定による料金の支払いの際返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし申込金の支払い期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## (申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項申込金の支払い

を要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

#### (宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この定款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が泥酔者で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。(長野県旅館業施設の衛生措置の基準等に関する条例第5条の規定する場合に該当するとき。)

2. 当ホテルは、次に掲げる場合、又は該当すると当ホテルが判断した場合において、宿泊契約を締結いたしません。

- (1) 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、又は暴力関係団体その他反社会勢力の関係者であるとき。
- (2) 宿泊しようとする者が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- (3) 反社会的団体、反社会的団体構成員及びこれに類する行為が認められる、と当ホテルが判断した場合。
- (4) 暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合。

#### (宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別表第1に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限り

ます。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後7時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当ホテルの契約解除権）

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- （1） 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。又は同行為をしたと認められるとき。
- （2） 宿泊客が伝染病であると明らかに認められるとき。
- （3） 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- （4） 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- （5） 宿泊しようとする者が、当ホテル従業員、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び当ホテル従業員、宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。  
（長野県旅館業施設の衛生措置の基準に関する条例第5条の規定する場合に該当するとき。）

（6） 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

（7） 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、又は暴力関係団体その他反社会勢力の関係者であるとき。

（8） 宿泊しようとする者が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

（9） 反社会的団体、反社会的団体構成員及びこれに類する行為が認められる、と当ホテルが判断した場合。

（10） 暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合。

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。ただし、前項（1）（3）（5）（6）の場合については第6条及び第17条の規定を適用し違約金及び賠償金をお支払いいただきます。

（宿泊の登録）

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- （1） 宿泊客の氏名、年令、性別、住所、電話番号及び職業
- （2） 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法を行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合は当ホテルが提示する追加料金を申し受けます。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定めた利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は、備え付けのパンフレット、各所の掲示、客室内の案内等でご案内いたします。

2. 営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適切な方法を持ってお知らせいたします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその計算方法は、規定の諸税を加算させていただきます。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求したとき、フロントにて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、消防機関より防火基準を満たしておりますが、万一の火災等に対処する

ため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

第14条 当ホテルで、宿泊客に契約した客室の提供ができないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害に賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは10万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテルにお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償いたします。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、10万円を限度として損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合、当ホテルは原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めます。所有者の指示がない場合、又は所有者が判明しないときは、貴重品については発見日を含め一定期間保管し、最寄りの警察署に届け、その他の物品については3ヶ月経過後処分いたします。ただし、飲食物・たばこ・雑誌及び衛生環境を損な懸念のある物品、その他破棄物に相当する物品（明らかに壊れている物）は保管期限内であっても、翌日に破棄させていただきます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

4. 当ホテルは、置き忘れた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切に処理を行うため、その中身を任意で点検することがあります。

5. 当ホテルでの拾得物を持ち主にお渡しするにあたり費用が発生した場合は、持ち主に費用を負担していただきます。

(宿泊客の責任)

第17条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客が当ホテルに対しその損害を賠償していただきます。

(コンピューター通信の利用)

第18条 当ホテル内外からのコンピューター通信の利用に当たって、宿泊客ご自身の責任にて行っていただきます。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果、利用者がいかなる障害を受けた場合においても、当ホテルは一切責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に際してその方法が不適切と当ホテルが判断した場合で、当ホテル及び第三者に損害が生じた場合はその損害を賠償していただきます。

別表1 違約金（第6条第2項関係）

	不泊	当日	前日	3日前	5日前	7日前	14日前	20日前
1名から14名	100%	50%	50%	20%				
15名から30名	100%	50%	50%	20%	20%			
31名から100名	100%	50%	50%	20%	20%	20%	10%	
101名以上	100%	50%	50%	25%	25%	25%	15%	10%

(注) 1.%は基本宿泊料金に対する取消料率です。

2.契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。